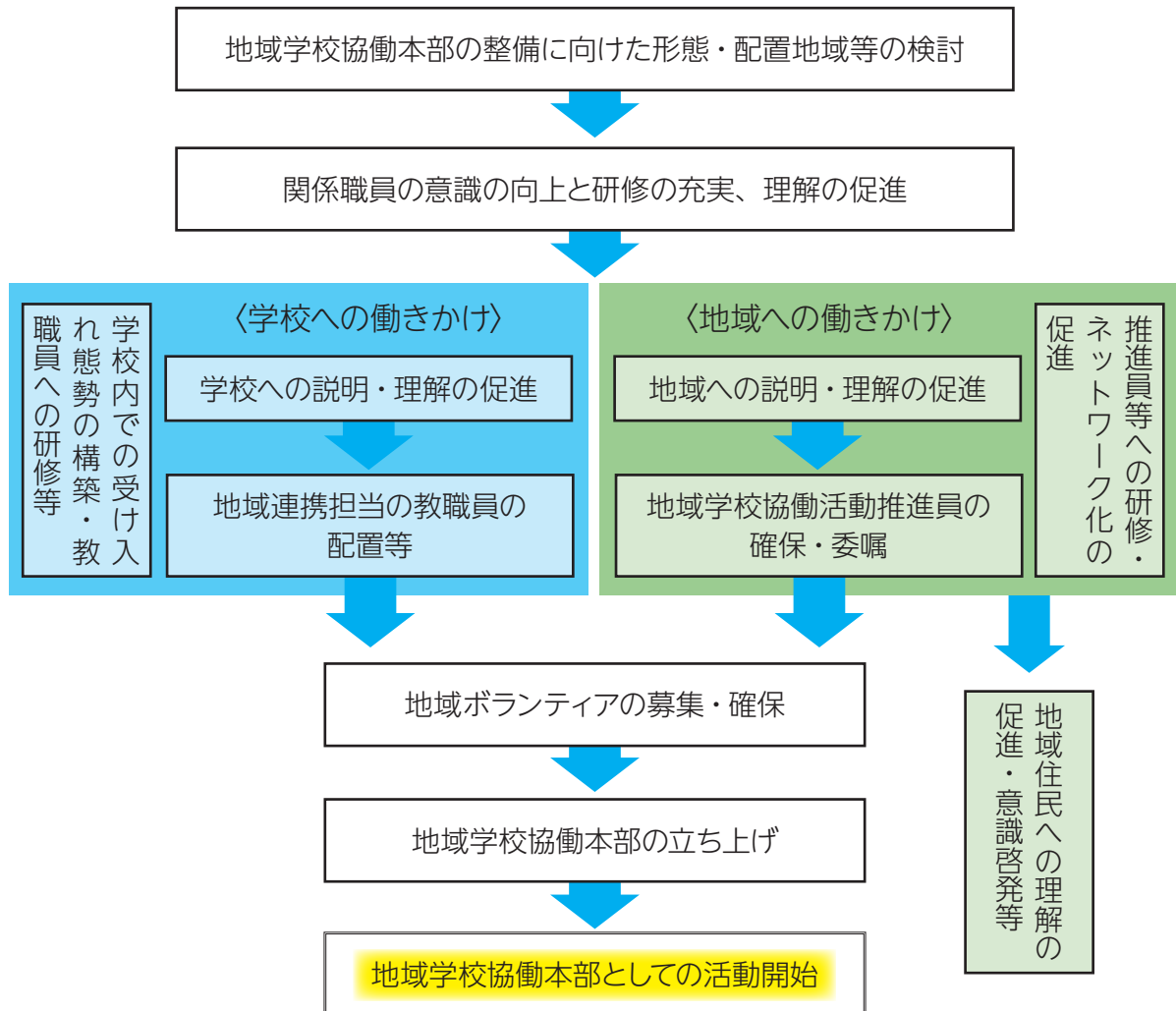


2 教育委員会、学校、地域がそれぞれ準備すべきこと

(1) 教育委員会の方へ

教育委員会においてはまず、**社会教育や生涯学習の主管課と、学校教育の主管課が連携**することが最も重要です。その上で具体的な施策としては、次のようなものが挙げられます。



<財政支援について>

文部科学省では、地域学校協働活動の全国的な推進のため、平成29年度より「地域学校協働活動推進事業」（令和2年度からは「地域と学校の連携協働体制構築事業」に変更）を実施しています。本事業は、自治体における地域学校協働活動の実施に対し、事業費の1/3を補助（県においても事業費の1/3を補助（中核市を除く））することとしており、地域学校協働活動推進員の活動に係る謝金や自治体が発行する研修会等に係る経費が補助対象となっています。

（国1/3、県1/3、各市町1/3を負担 高松市は国1/3、市2/3を負担）

詳しくは、文部科学省ホームページでご確認ください。

ココがポイント！

各市町の創意工夫によって、地域に最も適した体制を構築することが重要です。国や県からの補助を受けることも選択肢の一つです。



(2) 学校関係者の方へ

これからの学校は、「社会に開かれた教育課程の実現」に向け、「地域とともにある学校づくり」をめざし、地域の方々とパートナーとしての関係を築くことが求められます。これを全教職員が理解し、学校と地域のさらなる信頼関係を構築していく必要があります。

また、学校支援活動の充実を図るとともに、学校以外での子どもたちの地域活動や居場所づくり、加えて家庭教育を支える地域の体制づくりやその課題等について理解しておくことも重要です。

つまり、社会全体で子どもを育てるために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割について**共通理解**することが重要なのです。校内体制については、地域との連携・協働の窓口となる「**地域連携担当の教職員**」の配置が有効な手段です。校内の担当者と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）との**定期的で密な連絡調整**（学校運営協議会を含む）により、学校の支援ニーズの把握や地域情報の収集が可能になり、企画の提案や実施に向けた取組みが円滑に行われるようになります。配置の人数や人選については、それぞれの学校の実情に応じて柔軟に決めることが重要です。



<地域連携担当の教職員について>

① 役割

校長の指導のもと学校側の窓口として、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）との連絡調整を図り、地域学校協働活動の円滑な推進に努める（複数配置も可能）。

② 職務

- ・地域との連携に関する年間計画の作成及びその見直し
- ・「学校支援活動」に関する校内のニーズの把握
学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校の見守り、学校行事の支援 など
- ・地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）との連絡調整

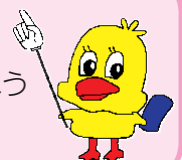
<「学校支援活動」事前打合せメモ(参考)>		月	日()
日 時	年 月 日()	〇〇:〇〇~〇〇:〇〇(校時)	
対 象	小1・2・3・4・5・6	中1・2・3(人)	
場 所	教室(年 組)、体育館、運動場、特別教室() その他()		
教科・領域	「 _____ 」		
支援内容			

- ・校内の教職員への報告・連絡・相談



ココがポイント!

地域連携担当の教職員だけでなく、全ての教職員が日常的に地域に目を向けられるよう学校組織全体の意識改革を行うことが大切です。



(3) 地域の方へ

地域には、頼れる人がいます。大切なことは、地域の宝である子どもたちの成長を願う気持ちと、地域の発展を願う「志」です。

実施に当たっては、「学校を核とした地域づくり」をめざし、地域の実態に応じて無理のない活動から徐々にその幅を広げることが大切です。

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を中心に、徐々に多くの地域住民の参画を促し、学校と地域の連携を強化し、地域学校協働本部へと発展させていくことが期待されます。登下校の見守り、学校周辺環境整備、地域防災、放課後子供教室など、地域の実情に合わせてできることから始めてみましょう。

また、公民館やコミュニティセンター等の社会教育施設との連携協力体制の構築も重要です。

<子どもたちと関わる上でのルールやマナーについて>

① 守秘義務

教職員には「職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない」という守秘義務があり、地域ボランティアの方にも、これを守っていただく必要があります。また、学校で知り得た個人情報等（著作権・肖像権を含む）についても慎重に取り扱う必要があります。写真や音声を記録する場合にも、事前に許可を取らなければなりません。

② 人権尊重の視点をもって

人と関わる上では、相手の人権を侵害しないよう配慮しなければなりません。もちろん、子どもも同じです。常に相手の立場に立とうとする気持ちをもって関わっていきましょう。

③ 「あいさつ」を大切に！

子どもとの信頼関係を築く第一歩です。元気のよいあいさつを交わすことは子どもの自尊感情を育てることにもつながります。

